

令和 7 年 3 月 27 日

告示第 33 号

令和 8 年 3 月 27 日

告示第 27 号

東御市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス B）補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この告示は、東御市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年東御市告示第 44 号）第 2 条第 7 項に規定する通所型サービス B（以下「補助対象事業」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成 16 年東御市規則第 37 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に活動拠点を有し、補助対象事業の対象者が居宅において自立した日常生活を送ることを現に支援し、又は支援する予定の個人若しくは団体とする。

2 補助金の交付の対象となる者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。

- （1）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいるとき。
- （2）宗教、政治又は営利活動を目的とするとき。
- （3）通所型サービス B として他の公的制度による補助金等を受けているとき。
- （4）その他市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の種類、対象経費及びその額）

第 3 条 補助金の種類、対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助金の種類	対象経費	補助金の額
事業の立ち上げ準備費補助	事業の開始準備に要する机、いす、事務用品、介護予防に資する機材等の購入に係る費用	100,000 円を限度とし、同一団体に対する補助金の交付は初年度に 1 回限りとする。

運営費補助	謝礼（旅費を含む。）、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、保険料、交通費、通信費等事業の運営に係る費用	活動1回当たりの利用者（補助対象事業の対象者で当該サービスを利用する者）数に応じて補助金額の上限を次のとおりとする。 21人未満 1回10,000円 21人以上25人未満 1回11,000円 25人以上29人未満 1回12,000円 29人以上 1回13,000円 （月5回を上限とする）
会場、機材、車両等の借上補助		1回3,000円（月5回を上限とする）
送迎費補助		1回2,000円（月5回を上限とする）

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、東御市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定により申請した内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、東御市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）変更・廃止・休止届出書（様式第2号）を速やかに市長に提出するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、東御市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）実績報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第7条 東御市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）実績報告書（様式第3号）補助事業者が補助金の交付（概算払いを含む。）を請求しようとするときは、東御市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。